

特定接種（上水道業分野）の登録申請Q & A

- ・ 部局名：厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課
- ・ 担当者名：近藤、甲斐
- ・ TEL：03-3595-2368（直通）
- ・ E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp

登録事業者

問1. 登録基準告示に示された「上水道業」は、具体的にどのような「事業の種類」や「対象業務」が該当しますか。

（答）登録基準告示でお示した「上水道業」とは、日本標準産業分類に示される「上水道業」を指します。具体的には、水道法に規定する「水道事業」、「簡易水道事業」及び「水道用水供給事業」をいい、厚生労働大臣及び都道府県知事から認可を受けた「水道事業者」、「簡易水道事業者」又は「水道用水供給事業者」が登録申請を行うことができます。

また、対象業務については、以下の4業務が該当します。

- ・ 浄水管理：河川、湖沼、地下水などから取水した原水を飲料用に供するために適切な処理を行い、水道法に定められた水質基準に適合させるための管理、ろ過池等の浄水施設の補修
- ・ 導・送・配水管理：取水施設から浄水場へ原水を導く導水施設、浄水場から配水池へ浄水を送る送水施設、水道水を適切な水量や水圧で配水するための配水施設の制御・管理
- ・ 水道施設の故障・障害対応：水道施設におけるポンプ設備、電気設備等の故障対応
- ・ 水質検査：蛇口等の末端における水道水の水質基準適合確認、残留塩素濃度の測定

登録対象者は、上記の業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である者に限られますので、少なくとも「水道事業者における新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針の送付について」（平成22年11月24日付事務連絡 厚生労働省健康局水道課）でお示しする総務班及び営業班の職員については、対象外となります。

問2. 上水道業、下水道業、工業用水道業の管理部門を一つの事業所で実施している場合、申請における事業所は、事業それぞれで申請し、申請者数等は重複しないようにするのか。

（答）複数の事業を1つの事業所で実施している場合においても、上記の問1でお示した対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である従事者を登録申請して

ください。ただし、当該従事者が複数の事業の対象業務に跨がって従事している場合は、各事業の種類ごとに登録対象業務に従事する時間で常勤換算の上、重複して申請を行わないように各事業の種類ごとに登録対象業務の従業者数を取りまとめていただき、登録申請してください。

問3. 対象業務に該当する具体的な事業所を示してほしい。

(答) 上記の問1でお示した対象業務である浄水管理、導・送・配水管理、水道施設の故障・障害対応、水質検査業務を行っている事業所が該当します。

問4. 浄水場、配水場等が対象事業所になると思うが、本市水道事業の業務継続計画（BCP）では、市役所にいる局長、部長級が各部の指揮をするため登録が必要である。どのような申請を行えばよいか。

(答) 上記の問1でお示した対象業務に係る意思決定者も、当該業務に直接関与し、当該業務の継続に必要な不可欠である者に限り、登録対象者として含みます。従って、業務継続計画で当該業務に直接関与し、当該業務の継続に必要な人員と位置づけられているようであれば、登録対象者に含めることができます。

産業医

問1. 地方公共団体等が申請する場合も産業医が必須でしょうか。

(答) 「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」の「産業医」の問8でお示したとおり、区分3の公務員については、特措法に基づいた登録は求められていませんので、登録の要件である産業医の選任を報告していただく必要はありません。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営等を委託しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請Q&A」の「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は産業医の選任について登録申請書への記載が必要になります。

※ 区分3の公務員とは、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」P.119（2）「特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員」の区分3「民間の登録事業者と同様の職務」を行う公務員であり、水道事業を行う地方公共団体はこれに該当します。

※ 地方公共団体等には、一部事務組合に都道府県が加入している場合には都道府県扱い、市町村のみから構成されていれば市町村扱いとして含むものとする。

業務継続計画

問1. 本市の業務継続計画（BCP）では、新型インフルエンザ発生時の体制を示しているが、今回の登録申請における登録対象業務の従業者数と整合を図る必要があるのか。

(答) 業務継続計画に記載された新型インフルエンザ発生時の体制として、上記の問1で

お示した対象業務に直接関与し、当該業務の継続に必要不可欠である職員のみを対象としているのであれば、業務継続計画と整合を図った上で、登録申請を行ってください。

問2. 地方公共団体等が申請する場合も業務継続計画の作成が必須でしょうか。

(答)「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請 Q&A」の「業務継続計画」の問8でお示したとおり、区分3の公務員については、特措法に基づいた登録は求められていませんので、業務継続計画の作成について、登録申請書への記載は不要ですが、新型インフルエンザ等の発生時においても業務継続がなされるよう、登録事業者と同様に業務継続計画を作成していただきたいと考えております。

ただし、民間の外部事業者に管理又は運営等を委託しており、外部事業者の登録対象者に該当する職員（「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録申請 Q&A」の「外部事業者」の問2の回答を参照）を含めて登録申請人数とする場合は、当該職員は公務員の身分を有していませんので、特措法に基づく登録が必要となります。従って、この場合は業務継続計画の作成について登録申請書への記載が必要となります。

外部事業者

問1. 対象業務の水質検査の業務について、大臣登録の登録水質検査機関に委託しているが、登録水質検査機関は外部事業者に該当するか。

(答) 外部事業者に該当します。ただし、外部事業者の職員のうち、登録事業者である上水道事業者に常駐して登録対象業務を不可分一体となって行う者であって、かつ、当該業務の継続に必要不可欠であるものに限り、登録申請人数に加えることができます。また、他の事業と重複しないように申請を行ってください。

Web 登録の事務

問1. 申請が区分3の地方公共団体の場合でも、接種実施医療機関を各々で確保する必要があるか。また、接種実施医療機関が未定の場合、登録申請書の「接種実施医療機関」の欄は空欄でよいか。

(答) 申請が区分3の地方公共団体の場合でも、接種実施医療機関を確保する必要があります。ただし、申請時点で接種実施医療機関が未定の場合は「特定接種登録申請書（国民生活・国民経済安定分野）の入力に関する手引き」に基づき入力してください。